

2 月上旬号
2012 年

国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次） 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 8 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/~bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

7/9 开始外国人登录制度将改变

迄今为止的外国人登录制度将被废除，新的在留管理制度将开始实施。

◇给外国人居民制作住民票。外国人和日本人构成的家庭，将使用同一住民票。

◇取消「外国人登录证」而交付「在留卡」或是「特别永住者证」。

※「在留卡」交付对象为，在留资格是「永住者」、「日本人配偶者等」等拥有超过 3 个月在留期间的人。

※现在持有的「外国人登录证」在 7/9 以后一定的期间内仍旧有效，不需要马上更换新的在留卡。

※详细内容请咨询。

7/9 から外国人登録制度が変更されます

これまでの外国人登録制度は廃止され、新たな制度がスタートします。

◇外国人住民に住民票が作成されます。外国人と日本人で構成される世帯は、一つの住民票となります。

◇「外国人登録証明書」の代わりに「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されます。

※「在留カード」の対象者は、在留資格が「永住者」や「日本人の配偶者等」など 3 カ月を超える在留期間がある方です。

※現在お持ちの「外国人登録証明書」は 7/9 以降も一定期間有効ですので、すぐに新しいカードに切り替える必要はありません。

※詳しくはお問い合わせください。

询问处：市民課 TEL 06-4309-3163 / FAX 06-4309-3803
法務省外国人在留総合咨询中心 TEL 0570-013-904

募集市営住宅入居者

满足条件者都可提出申请。申请资格等详细内容请咨询。

◇募集住宅：北蛇草住宅=5 户 / 荒本住宅=10 户

◇领取申请表：从 2/1(周三)开始可在住宅改良室、市政信息咨询课、行政服务中心、人权文化中心领取。

◇申请方法：请把申请表与所需资料用规定的信封在 2/10(周五)(邮戳有效)之前寄出。

※不可重复申请。

市営住宅の入居者を募集します

応募要件をすべて満たす方のみ申し込みできます。申込資格など詳しくはお問合せ下さい。

◇募集住宅：北蛇草住宅=5 戸 / 荒本住宅=10 戸

◇応募用紙：住宅改良室、市政情報相談課、行政サービスセンター、人权文化センターで 2/1(水)から配布。

◇応募方法：応募用紙に必要書類を添えて所定の封筒で 2/10(金)(消印有効)までに郵送。

※重複申込はできません。

询问处：住宅改良室 TEL 06-4309-3233 / FAX 06-4309-3834

多文化理解講座「菲律宾音乐及竹竿舞」

有兴趣来学一学菲律宾乐器「洋琵琶」的演奏及竹竿舞的介绍吗？

◇时间：2 月 26 日(周日) 14:00~16:00

◇地点：若江岩田駅前市民中心(希来里 5 楼)

◇对象：市内在住、工作、上学者

◇定员：30 人(超员时抽签)

多文化理解講座「フィリピン音楽とバンブーダンス」

バンドリンという楽器の演奏やバンブーダンスなどを通して、フィリピンについて学びませんか。

◇とき：2 月 26 日(日) 14:00~16:00

◇ところ：くすのきプラザ(若江岩田駅前「希来里」5 階)

◇対象：市内在住、在勤、在学の方

◇定員：30 名(応募多数の場合抽選)



<p>◇報名方法: 请使用往返明信片(1张限定2名), 写明讲座名、报名者全体人员的住址、姓名(标上注音假名)、电话号码等在2/10(周五)之前必须寄到。</p>	<p>◇応募方法: 往復はがき(1枚2名まで)に行事名、参加者全員の住所、氏名(ふりがなも)、電話番号を書いて、2月10日(金)(必着)までに郵送</p>
<p>申請・询问处: 东大阪市国際情報广场 〒577-8521 东大阪市政府庁8楼 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823</p>	
<p>申込・問合先 : 東大阪市国際情報プラザ 〒577-8521 東大阪市本庁舎8階</p>	

大阪生活指南

医疗保险 (国民健康保険・介護保険)

4. 介護保険

在日本, 因卧床不起或患有痴呆症等原因, 需要护理时, 可以通过由市町村实施的介護保険利用必要的服务。

(1) 加入方法

居住在日本的65岁以上的人(第1号被保険者)及40岁到64岁加入政府医疗保险的人(第2号被保険者)是加入介護保険的对象(被保険者)。外国人处下述人士以外, 也是介護保険的被保険者。

- ① 在留资格为“短期滞在”的人
- ② 在留期间不满1年的人(获允许滞在1年以上的人可以加入)
- ③ 持公用签证的人(外交官、领事馆馆员、美军成员等)
- ④ 超期滞留的人

(2) 可利用介護服务的人

○ “65岁以上的人(第1号被保険者)”

- ・ 卧床不起或患有痴呆症, 并由市区町村认定属于日常需介護状态(要介護状态)的人。
- ・ 平常不需要介護, 但穿衣服等日常生活属于需要帮助的状态(要帮助状态), 并得到市区町村认定的人。

○ 40岁到64岁、加入医疗保险的人(第2号被保険者), 患有初老期痴呆症、脑血管疾患等因衰老而引起的16种疾病, 属于要介護状态或要帮助状态, 并得到市区町村认定的人。

< 摘自大阪府国際交流財団 OFIX 网页「大阪生活指南」 > <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

医療保険 (国民健康保険・介護保険など)

4. 介護保険

日本では、寝たきりや認知症などが原因で、介護が必要になった時に、市町村が実施する介護保険により必要なサービスを利用することができます。

(1) 加入する方

日本に住む65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳までで公的医療保険に加入している人(第2号被保険者)が介護保険の加入者(被保険者)となります。外国人の方も次の条件にあてはまる人以外は、介護保険の被保険者になります。

- ① 在留資格が短期滞在の方
- ② 在留期間が1年未満の方(1年以上滞在すると認められる方は加入していただきます)
- ③ 公用ビザ等を持っている方(外交官、領事館員、米軍構成員など)
- ④ 在留期間が切れている方

(2) サービスを利用できる方

■ 「65歳以上の方(第1号被保険者)」で

- ・ 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)であることについて、市区町村の認定を受けている方。
- ・ 常時の介護までは必要ないが、身じたくなど、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)であることについて、市区町村の認定を受けている方。

■ 「40歳から64歳までの医療保険に加入している方(第2号被保険者)」で初老期の認知症、脑血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となったであると、市区町村の認定を受けている方。

< 大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より > <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙語、菲律賓語、越南語、泰語</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

